

件名	議決月日	結果	議員名 (議席番号順)															
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			川本茂子	廣瀬猛	津田敏文	出利葉義孝	井手幸子	岡田選子	松野俊子	志岐義臣	柴田正詔	船津宰	小田和久	美浦喜明	池田稔臣	入江弘	白石雄二	吉武文王
頃末小学校南校舎耐震補強工事の請負契約の締結について	3/26	賛成全員可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
水巻中学校渡り廊下建替工事の請負契約の締結について	3/26	賛成全員可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
水巻中学校南校舎耐震補強工事の請負契約の締結について	3/26	賛成全員可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
不当利得返還請求権等差押えに係る訴えの提起について	3/26	賛成全員可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
不当利得返還請求権等差押えに係る訴えの提起について	3/26	賛成全員可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
不当利得返還請求権等差押えに係る訴えの提起について	3/26	賛成全員可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
不当利得返還請求権等差押えに係る訴えの提起について	3/26	賛成全員可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の変更について	3/26	賛成全員可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
平成 24 年度水巻町一般会計予算について	3/26	賛成多数可決	議	○	○	○	●	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	
平成 24 年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算について	3/26	賛成多数可決	議	○	○	○	●	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	
平成 24 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算について	3/26	賛成多数可決	議	○	○	○	●	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	
平成 24 年度水巻町地域下水道事業特別会計予算について	3/26	賛成全員可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
平成 24 年度水巻町公共下水道事業特別会計予算について	3/26	賛成全員可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
平成 24 年度水巻町水道事業会計予算について	3/26	賛成全員可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
精神障害者の就労支援の充実を求める請願書について	3/26	賛成全員採択	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書について	3/26	賛成全員可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
父子家庭支援策の拡充を求める意見書について	3/26	賛成全員可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
障害者自立支援法の廃止と総合福祉法の成立を早期に求める意見書について	3/26	賛成少数否決	議	○	●	○	○	○	●	●	○	○	○	●	●	●	●	
太陽光発電設置補助制度の創設を求める意見書について	3/26	賛成多数可決	議	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	●	●	○	○	
「社会保障・税の一体改革」の中止を求める意見書について	3/26	賛成少数否決	議	●	●	●	○	○	●	●	●	●	○	○	●	●	●	
防風保安林の松枯れ対策に関する意見書について	3/26	賛成全員可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

各委員会等で審議した請願と陳情

〔請願〕

- 精神障害者の就労支援の充実を求める請願書 採択 (文厚産建委員会)
- 公的年金の改正に反対する意見書提出を求める請願 継続審査 (総務財政委員会)

議会選出一部事務組合・行政委員会等委員紹介 (平成24年4月1日現在)
議席順・敬称略

遠賀・中間地域広域行政事務組合議会議員 岡田選子 松野俊子 吉武文王	町営住宅入居者選考委員会委員 出利葉義孝 小田和久
堀川水利組合議会議員 小田和久 美浦喜明 白石雄二	環境審議会委員 廣瀬 猛 津田敏文 井手幸子 都市計画審議会委員 廣瀬 猛 松野俊子 白石雄二
監査委員 吉武文王 農業委員会委員 舩津 宰 入江 弘	表彰審査委員会委員 川本茂子 舩津 宰 志岐義臣 防災会議委員 川本茂子 舩津 宰 志岐義臣
福岡県介護保険広域連合議会議員 井手幸子	水防協議会委員 川本茂子 舩津 宰 志岐義臣
福岡県介護保険広域連合遠賀支部運営委員会委員 川本茂子 井手幸子	緑づくり推進協議会委員 川本茂子 図書館協議会委員 松野俊子
農業振興地域整備促進協議会委員 舩津 宰 入江 弘	歴史資料館協議会委員 井手幸子
社会福祉協議会理事 池田稔臣	いきいき子どもネット委員 川本茂子
障害者施策推進協議会委員 井手幸子	水巻町民の健康づくり推進協議会委員 美浦喜明
民生委員推薦会委員 津田敏文 柴田正詔	次世代育成支援対策地域協議会委員 岡田選子
社会教育委員・公民館運営審議会委員 志岐義臣	国民保護協議会委員 小田和久
青少年問題協議会委員 出利葉義孝	水巻町地域公共交通協議会委員 井手幸子 吉武文王
人権教育研究協議会代表委員 小田和久	水巻町吉田ぼた山跡地活用検討委員会委員 津田敏文 入江 弘
国民健康保険運営協議会委員 岡田選子 舩津 宰	

一般質問

有信会

柴田正詔
舩津 宰

鯉口(サルナート前)の
信号機設置について

議員

早急に設置出来るように、すぐに行動を起こす必要があると思いますが、お考えをお聞かせください。

町長

最近の交通量増大に伴い、福岡県警察と福岡県北九州県土整備事務所とで、道路拡幅完了前に信号機が設置可能となるように、協議を開始しているところです。今後とも、信号機設置が早期に実現されるよう、関係機関への働きかけを続けたいと考えています。

保育料の見直しについて

議員

9月定例会において「平成24年度中に実施の方向で検討する。」と答弁されましたが、検討の結果としてどうなりましたか。

町長

平成24年度中に見直し案をお示しできるような準備を進めています。階層区分については、近隣市町の保育料徴収基準を参考に、負担軽減の割合や保育料収入額などを検証しているところです。なお、実施にあたりましては、保育料の確保と保護者の費用負担の度合いを十分に検証し決定することとし、住民への周知期間を経たうえで、実施していきたいと考えています。

自立支援医療対象者への支援または、子ども医療の対象年齢拡張について

議員

(1)義務教育終了前の自立支援医療の対象者へ、通院における一部自己負担の支援を行うことができないか。

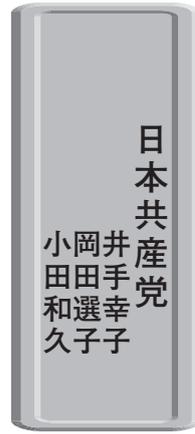
(2)子ども医療において、今後、通院における対象年齢の拡大を行う予定があるのか。

町長

(1)自立支援医療制度におけるの利用者負担は、基本1割の定率負担となっておりますが、継続的に医療費負担が生じることから、1月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策が講じられていますので、今のところ対象者の一部自己負担をさらに支援することは考えていません。

(2)入院のみ中学校3年生まで引き上

げた制度拡充による医療費の動向、今後の財政シミュレーションなど、財源を確保するための方法を見極めながら、実現可能かどうかを検討したいと考えています。



水道料金の引き下げについて

議員

今年10月に北九州市と水道事業を統合する計画ですが、水道料金はすぐには下がらず従来どおりです。財政調整基金を使い、統合と同時に引き下げるべきだと考えますがいかがですか。

町長

今後、基金の取り崩しが、毎年必要とされており、災害発生などの緊急的支出の可能性を考えると、残された基金は確保しておきたいと考えています。

障がい児学童保育の充実について

議員

(1)現在、障害者福祉センターで行われている特別支援学校に通う子どもたちの学童保

育は、体の大きくなった中学生、高校生もおり、部屋の広さは保育に十分とは言いがたい状況です。将来的に複合的な福祉施設を建設し、その中に学童保育を創設してはいかがですか。

(2)男児への対応のため男性指導員の必要性を感じますが、どうお考えですか。

町長

(1)財政状況を考慮しますと、大幅な増改築や、複合的な福祉施設を建設することは難しいと考えており、夏休みなどの長期休暇中は、南部公民館や図書館・歴史資料館等を利用したサービスの提供を工夫していきたいと考えています。ただし、トイレが男女兼用など小規模な改築は、平成24年度以降に検討していきたいと考えています。

(2)障がい者施設などで支援を行っていた指導員を新たに配置することとしています。現場の意見を聞いたうえで、男性指導員の配置について検討していきたいと考えています。

町営住宅に外来者用の駐車場を設けることについて

議員

町営住宅の住民も高齢化が進み、日中ヘルパーさんなどが訪問するとき、車の駐車に

大変困られています。外来者用の駐車場を確保する必要があると考えますがいかがですか。

町長

約20%の駐車区画に余裕が生じているため、外来者用の駐車区画を確保することは可能ですが、無料とした場合、不正使用をする恐れがあるため、パーキングメーターの設置などを検討していきたいと考えています。

霊園開発問題について

議員

(1)問題を解決する為の協議はどのようになっていきますか。

(2)新聞報道は5000㎡、その後8800㎡が侵奪されたと変わってきています。何が本当なのか。明らかにすべきです。相手側は何と主張しているのですか。

(3)警察が押収した書類を早く返してもらうべきです。警察はなんと言っているのですか。

町長

(1)平成23年11月に県警の測量した境界を復元した結果、差異が生じていることが判明したため、1月31日付けで「境界杭変更の申し入れ」とした文書を送付しました。しかし、平成24年2月24日に相手方から、「境界位置の差異」、

「平成23年5月2日の双方立会における協議内容」及び「申し入れについての行政の立場としての法的根拠」を具体的に通知して欲しいと回答があったことから対応を協議しているところです。

(2)報道は捜査関係者の発表を記事にしたもので、その根拠については当方では確認できません。また、町有地が侵奪されているとは考えられません。相手方も、町有地について自己所有地とは主張していません。

(3)返却の要求をしてきたことから、一部が返却されましたが、その大部分は返却されていません。必要でなくなった書類については返却されるものと考えています。

芦屋基地の滑走路延長計画について

議員

(1)芦屋基地滑走路計画について、防衛省より説明がありましたか。

(2)滑走路が延長されると今以上に、騒音に悩まされることになりませんか。どのようにお考えですか。

(3)滑走路延長計画は、基地機能強化の可能性があると言えます。遠賀郡内他3町とともに計画を撤回するよう、防衛省に申し入れるべきだと考えますがいかがですか。

(4)延長する滑走路付近の保安林を伐

採するには、関係市町村長の意見
同意が必要となります。町民の不
安を考えると、町長は同意するべ
きではないと考えますが、どのよ
うに対処されるつもりですか。

町長

(1) 昨年の9月20日に防衛
省航空幕僚監部職員が来
庁され、説明がありました。

(2) 現在、この延長計画は白紙の状況で、
事業が進展する場合は、関係市町村
に説明がなされるということです。仮
に滑走路を延長しても、訓練の形態
に変更はないとのことでした。

(3) 2 km以下の滑走路では戦闘機の
発着はできないので、基地機能強化
の可能性はないと考えています。

(4) 計画は白紙の状況であり、保安林
伐採の懸念はなく、計画が再開し
た場合は、生活に支障が無いよう
に対応したいと考えています。



一般会計予算について

議員

(1) 10年間の財政シミュレ
ーションでは、平成31年度
には、基金もほとんど底をつくとい

った状況で、大災害からの復興等へ
も大きな予算が必要であり、補助金
カット等の財政的な締め付けも予
想されます。これらの不透明な財政
ひっばくの要因に對しどう取り組
みを進めていかれるのか。

(2) 町長公約の1階に町長室を設置す
る件について、町長個人のクロー
ーの設置の費用はどの程度かかっ
ていますか。また、現在の利用状況は
どのようなになっていきますか。また、
今後どのような対応をされるのか。

町長

(1) 今後も引き続き行財政
改革の精神に基づき、経常
経費の削減とともに、町有地の宅地
分譲や資産の有効活用など財政基
盤の強化を目指し、効率的かつ適正
な行財政運営に努めていきます。

(2) エアコンの設置に9万9千750
円、電話回線に4万4千100円
を町費から支出しています。利用
状況は、1階ロビーでの執務が住
民の方々との意見交換の場であ
り、今後も、町民との対話を重視し
て行きたいと考えています。

**吉田ぼた山跡地隣接の霊園
開発について**

議員

(1) 町長から警察の杭の上
に境界杭を打っているとの
発言があったので、この検証のため

71万円以上を公費から出して、警察
の杭の復元を行なったのですから、
この発言責任をどう取られるのか。

(2) 前担当課長は、造成協力をしたのは
983㎡のみで、それ以外は一切許
可していませんとの答弁もありま
したが、許可した部分以外に、町有
地が開発されていませんか。町長が
就任された後も、造成等が行われ
いたという事実はありませんか。

(3) 無断で開発が行われたので、被害を
受けているということで「警告書」
を出したのではないですか。「協議
中なので、被害が無い」と言われて
いる意味を説明してください。

(4) 町が造成協力を許可した以外の町
有地が無断で開発されたという認
識を持っていますか。

町長

(1) 議会からの要請で、警察
のポイントの復元を行っ
たもので、私の発言責任が問われ
るものではないと考えています。
(2) 造成協力を許可した以外も開発さ
れています。また、私が就任した後
の造成は確認できません。

(3) 実質の経済的な損失はないと思われ
るので、被害はないの意味です。
(4) 造成協力を許可した以外も開発さ
れています。しかし、当時担当課に
おいて現地確認もしており、協議や
中止命令等も行っておらず、黙認し
たことは開発者だけで勝手に造成

したとは言えないと考えます。



平成23年6月議会で否決に
なった3件の土地使用料に係
る損害賠償請求訴訟について

議員

(1) この訴訟案件を上げた
時の理由に、土地の一部
を貸したが土地を全部使っていた
という内容でしたが、認識違いで
あったので、関係者の皆様にお詫
びします。借主へは、個別に対応し
ます。と答えられていますが、すで
に3か月近く経っています。その
後どのような対応をされたのか。

(2) 訴訟を起こすことは、法律で議会
での議決案件と言うことを認識さ
れているにもかかわらず、訴訟の
着手金31万5000円が支出され
ていた。相談を行うための費用と
いうことでしたが、明らかに着手
金として支払ってあると思われま
すが、不正支出ではないか。

(3) 借主に関連する弁護士への着手金
については、間違いと認められた
訳ですから、直ちに町長が町へ返
還すべきではないですか。

(4) このような貸し方をした事例が、
2件あると答弁されています。こ
の2件について、同じような対応
を行なわれたのかお伺いします。

町長

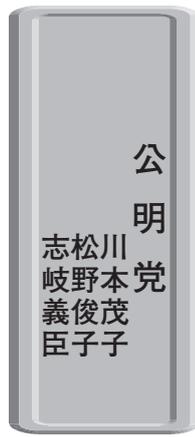
(1) 何度か、ご本人のご自宅
をお訪ねしましたが、現在

のところお会いすることができていません。今後も、お訪ねして、直接ご本人にお話したいと考えています。

(2) 訴訟に至る前の円満解決をはかるため、弁護士に業務を依頼した着手金です。支出に違法性はないと考えています。

(3) 違法性はないと考えていますので、返還することは考えていません。

(4) それぞれの事案を検討した結果、特に問題はないと判断いたしましたので、特別な対応はしていません。



水道事業の北九州市との統合について

議員

(1) この事業は、平成19年に前町長が北九州市に働きかけてスタートし、担当者間で統合に向けて協議が進む中、21年10月の町長の交代で協議が中断され、その後、現町長が北九州市に対し協議再開の申し入れをして今日に至った、この点の理解については、よろしいでしょうか。

(2) 無事統合が完了した際には、道を作った先人を称え、関係者への感謝

とねぎらいを表明すべきであると思いますが、いかがお考えですか。

(3) 統合による住民サービスの観点から、デメリットがあるのであればご説明ください。

町長

(1) 経緯につきましては、議会説明のとおりです。

(2) 今回の統合については、北九州市に受入れの意思があったこと、また、その機運が高まったこともあり、その実現を見たものと考えています。これに至るまでの、それぞれの関係者のご尽力が実ったものであり、私も含めて、誰、彼の苦勞のお蔭と特筆することなく、皆様と共に喜びを分かちたいと考えています。

(3) デメリットの1つ目は、水巻町庁舎内で水道関係の手続きができません。納付書の再発行や、水道の開・閉栓の手続きなどは、北九州市水道局で行うこととなります。2つ目は、漏水の修理や調査は、北九州市水道局西部工事事務所が対応することになり、今よりも時間がかかると思われることです。3つ目は、私有地内で漏水等があった場合、お客様負担で修繕しなければならなくなります。4つ目は、北九州市料金になりますと、一部の大口径を使用する企業などでは、一定以上の使用水量に達するまでは、高くなる可能性があります。

学校教育及び社会教育事業について

議員

(1) 南中学校の施設整備について、①南中学校の、平成24年度予算の耐震補強工事を除いた施設改修費の内訳を説明ください。②グラウンドコンディションが非常に悪く、運動部の部室の劣悪な環境も目につきます。財政計画を立てて取り組んでいくべきだと思いますが、どうお考えですか。

(2) 南部公民館ふれあい広場遊具改修工事について、①事業内容の予定を具体的に説明ください。②高齢者の健康づくりのため、健康遊具を幼児向け遊具と合わせて設置することを検討されてみてはいかがでしょうか。

教育長

(1) ①グラウンドのマウンド付近を改修する工事費として50万円、耐震補強工事分も含まれていますが北校舎の大規模改造工事設計委託料として815万円を計上しています。②財政状況が厳しい中、グラウンドの大規模な改修工事を行うことは困難な状況です。また、水巻南中学校の部室を含め、多くの施設の老朽化が進んでいるため、耐震補強工事完了後の学校施設改修工事の実施計画の見直しを行いたいと考えています。

(2) ①遊具改修工事費321万円を計

胃がん検診にピロリ菌検査を組み合わせ、胃がんを撲滅について

議員

(1) 本町の胃がん患者数、死亡率、医療費、検診率の過去5年間の推移をお知らせください。②国がピロリ菌を胃がんの原因として認めた以上、本町で行う胃がん検診にピロリ菌検査を検診項目に入れ、感染者の除菌にも支援を検討されてはいかがでしょうか。ピロリ菌検診は、血液検査で1500円程度です。費用対効果からしても導入すべきではないですか。

(3) ピロリ菌の除菌費用を慢性胃炎の治療として保険適用されるよう、国、県に対して働きかけるお考えは。

町長

(1) 平成22年度までは5月を基準月とするデータとなりますが、患者数は、平成19年度43名、平成20年度22名、平成21年度17名、平成22年度14名、平成23年度

は4月から12月までの合計が延150名です。死亡数は、平成18年度16名、平成19年度14名、平成20年度19名、平成21年度12名、平成22年度12名となっています。医療費は、平成19年度421万7千460円、平成20年度95万4千200円、平成21年度250万3千150円、平成22年度98万6千980円、平成23年度4月から12月までの合計は2千391万3千690円となっています。検診受診率は、平成18年度71%、平成19年度77%、平成20年度47%、平成21年度62%、平成22年度71%となっています。

(2)ピロリ菌感染の検診及び除菌費用の公費負担は、国が示すガイドライン及び対策型検診としての有効性を十分協議する必要があること、また、現在推奨されている胃X線検査の受診率を向上させることが、緊急の課題であると考えています。

(3)国の検証が済み次第、その後の動向に期待できるものと考えています。



本町の障害者施策について

議員

(1)精神疾患対策について、関の設置、窓口対策の考えは。②町内に設置の県の窓口が移設となりましたが、その後どのように対応しているのですか。家族の不安対策

を取るべきだと思われませんが、お考えをお聞かせください。③精神疾患は誰でもなりうる病気ですが、実態は認識されていません。学校等、また地域でのセミナーを開き、認識の啓発をしてはどうですか。④専門家による当事者家族の訪問支援事業のお考えはどうですか。

(2)発達障害について、①自閉症などの、発達障害学童保育はどのようになっているのですか。②就学後も臨床心理専門家を、障害者学童保育や一般学童保育に派遣して、指導員のスキルアップや保護者との信頼関係構築を図ってはいかがですか。

(3)身障者センターでは、いまだに男女共同トイレです。早急な改善が必要ですが、お考えはありますか。

町長

(1)①②精神疾患の方やその連絡調整は、障害者福祉係が中心に担わなければと考えます。そのため、健康課や宗像遠賀保健福祉環境事務所の精神保健担当保健師、在宅介護支援センター等と連携を図りながら、患者の早期発見に努めているところです。③県の精神保健センター等の主催で行われていますが、場所が遠く参加できないこともあり、参加しやすしい速賀郡4町での地元開催等も検討していきたいと考えています。

ます。④相談のあった家庭を、宗像遠賀保健福祉環境事務所の精神保健担当保健師と一緒に訪問し支援等も行っているところです。

(2)①一般学童、障がい児学童において加配の指導員を配置するなどの対応で受け入れを行っています。②研修は毎年実施しており、指導員のスキルアップを図っています。臨床心理専門家による研修も、検討していきたいと考えています。

(3)平成24年度以降の中期財政計画で検討していきたいと考えています。



ポタ山隣接の町有地返還について

議員

(1)町有地使用許可の年月日、許可の理由、面積をお知らせください。

(2)2012年1月発行のこんどう進也後援会、麦の会だよりについて、①麦の会は町長の後援会で間違いありませんか。②水巻町長 近藤進也名で「水巻町における霊園土地問題について」を書いていますが、平成21年2月16日、町民より羅漢川流水から異臭の苦情があり、「町は境界杭の復元を条件に造成協力、使用許可した」と報告してありますが、事実かお答えください。③造成協力している以上、被害はないと町長は報告しています。ま

た弁護士も告訴する必要はなく、問題ないとのことですが、弁護士さんは、どこのどなたですか。

(3)町長は双方立会いの相違を認め、警察の杭に合わせるよう、自ら強く申し上げていくと答弁されました。その後の協議で、どのように進展したのですか。経緯をお知らせください。

(4)緑の山林伐採の被害調査をする考えはありませんか。

(5)今後、町長として、この問題をどのように決着するのですか。

町長

(1)平成21年2月16日、造成後速やかに境界杭の復元をすることとし、面積は983㎡です。

(2)①②③私的な団体ですので、答弁は差し控させていただきます。

(3)顧問弁護士にも相談した上で、平成24年1月31日付けで「永久杭変更の申し入れ」とした文書を送付いたしました。平成24年2月24日に相手方から「境界位置の差異」、「平成23年5月2日の双方立会における協議内容」、「申し入れについての行政の立場としての法的根拠」を具体的に通知して欲しい旨の回答があったことから、その対応を協議しているところです。

(4)現時点では行う考えはありません。

(5)先に締結した覚書の順守をお願いし、実施していただくことであると考えています。

無会派
津田敏文

水巻町の地震や水害、津波災害に対する避難について

議員

(1) 町民にどのような避難指導をしているのか、自分の命をどう守るのかの学習。

(2) 今回、発生した東日本大震災の教訓や、過去、起きた地震、大水害や津波を想定した知識の学習。

(3) 災害発生時に、どこにどのような避難すれば良いのか、各区単位や小中学校単位での避難訓練の実施。

(4) 3月11日を防災の日と定め、災害学習と避難訓練の取組み。
以上の実施計画はあるのかお答えください。

町長

(1)(2)(3)「水巻町地域防災計画」を策定し、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的としています。また、地域防災力の向上のため、自主防災組織の設立や支援、住民同士の絆づくりを、自治会の協力を得ながら、進めたいと考えています。防災学習や避難訓練については、自治会での災害時要援護者の避難訓練を実施するとともに、事前学習として

福岡県の出前講座を利用して、講演会を開催する予定です。まずは自治会中心での訓練などを行っていき、総合防災訓練実施に向けていきたいと考えています。
(4) 内閣府が9月1日と定めており、町が独自に防災の日と定めるのではなく、災害学習や避難訓練などを実施する際には、その時期に合わせて行うことも検討していきたく考えています。

吉田ボタ山隣接の水巻町有地侵奪について

議員

(1) 983㎡は町側の了解を得て、盛土にしたのか、それとも、町側の了解を得ないで、霊園開発会社が勝手に盛土にしたのですか。また、983㎡以上の造成協力許可以外の町有地も、町側の了解を得ないで霊園開発会社が勝手に盛土したのですか。

(2) 水巻町の被害面積は、福岡県警が測量したところ、約8800㎡と西日本新聞は記載しています。大きな被害を受けているのになぜ、被害届を出さないのですか、当時の担当課長は無許可で盛土したと発言しています。あなたは、水巻町民の代表の町長です、お答えください。
(3) 平成23年6月議会定例会で近藤町長は、開発業者は自ら重機をリース

で借り入れ、自らの手によって、作業したというふうに聞いています。と発言されていますが、どなたから、いつ、お聞きになったのか教えてください。と質問に、当事者から、当事者という方は、だれですか。
(4) 私達9名の町会議員が告発している霊園開発会社の造成や土木の仕事を近藤町長の住所、水巻町吉田南二丁目6番2号の会社が、していたのかお答えください。
(5) 水巻町会議員9人が、告発している中間市会議員で、霊園開発会社の代表者と町長は、どのような関係、知り合いですか。
(6) 町長は、水巻町の代表であり、責任者です。町民の財産、町有地が被害を受けているのです。町長が被害届を出して、司法の手で、審判を仰ぐのが、一番良い判断です。町長答えてください。

町長

(1) 983㎡以上は造成協力の許可書はありませんが、開発者に対し、協議や中止命令等も行っており、開発者だけで勝手に造成したとは言えないと考えています。
(2) 顧問弁護士にも相談し、切土、盛土による経済的な損失はない、との見解を得ていますので、被害届を出す必要はないと考えています。

(3) 開発業者のことです。
(4) 事実ではないので、お答えしようがありません。
(5) 公務上の関係以外のものではありません。
(6) 経済的な損失はない、との見解を得ていますので、被害届を出す必要はないと考えています。

会派表

会派名	所属議員 (代表者は太字)		
日本共産党	小田和久	井手幸子	岡田選子
公明党	川本茂子	松野俊子	志岐義臣
新緑会	美浦喜明	池田稔臣	入江 弘
有信会	船津 宰	柴田正詔	
新政会	白石雄二	吉武文王	
無会派	廣瀬 猛		
	津田敏文		
	出利葉義孝		

もうすぐ6月定例会！
あなたも町議会を傍聴してみませんか

傍聴をご希望の方は、ホームページの「議会の日程」または、開催月に役場庁舎1階表玄関ロビーに掲示している議会日程表をご確認ください。

(3) 開発業者のことです。
(4) 事実ではないので、お答えしようがありません。
(5) 公務上の関係以外のものではありません。
(6) 経済的な損失はない、との見解を得ていますので、被害届を出す必要はないと考えています。